

よりよい中学生生活をおくるために

以下は、本校での学校生活をより充実させるために最低限守ってほしいルールやマナーを示したものです。一つひとつの内容を十分に理解し、日常生活の中でこれを実践し、よりよい集団を作ると共に、社会の発展に寄与するための素養を身につけるように努めましょう。

1 生活全般

- (1) 南陽生としての誇りと自覚を持ち、社会や地域の期待に応えられるよう責任ある行動をとる。
- (2) 人と接するときは、お互いの人権と人格を尊重する。
- (3) 他人に対する暴言・暴力行為は決してしてはならない。

2 服装・頭髪について

- (1) 校内外における特別活動・登下校・部活動など、本校生徒として行動する際には、原則として制服を着用する。
- (2) 制服を変形させてはならない。
- (3) ブレザーの左襟には本校の徽章を付ける。
- (4) その日の気温や体調を考慮して制服を正しく着こなす。
- (5) 式典やその他指示があった場合は、ブレザー、ネクタイ、リボンの着用を原則とする。ただし夏季はその限りでない。
- (6) セーターを着用してもよい。形はVネックであり、色は無地の白・黒・紺・グレー・ベージュのいずれかとし、ワンポイントは可とする。
- (7) 靴下の色は白・黒・紺・グレーの無地とし、ワンポイントは可とする。ルーズソックス等著しく着圧の緩い靴下は認めない。
- (8) 頭髪のカ加工(染髪)および過度の変形を禁止する。
- (9) 化粧(マニキュア・口紅・カラーリップ・付けまつげ等)及び装身具(ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット等)の着用を禁止する。
- (10) やむを得ず制服を着用できない場合は、生徒指導部に異装届を提出し許可を受ける。
- (11) 体育の授業は体操服で受ける。また体操服で他の授業に出てはならない。

3 バイク等の禁止

- (1) 在学中に、自動車(自動二輪車)及び原動機付自転車の免許を取得してはならない。
- (2) バイク等(自動二輪車及び原動機付自転車)に乗ってはならない。
- (3) バイク等を購入してはならない。
- (4) バイク等に乗せてもらってはならない。
- (5) 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)で登下校してはならない。また、校外における特別活動(部活動、学校行事、フィールドワーク等)においても使用してはならない。

4 所持品

- (1) 制服・衣類・教科書等所持品には氏名を明記し、紛失しないよう心がける。
- (2) 華美・高価な物品や学習に不必要なものは校内に持ち込まない。
- (3) 学校が許可している電子端末以外は、電源を切り各自で保管する。なお、携帯電話・スマートフォンは許可された時間内の学習や部活動等に関する使用を認める。
- (4) 貴重品の保管には十分に注意する。
- (5) 校内において金銭・物品等を紛失・取得した場合は、直ちに関係の教職員に報告すると共に、生徒指導部に届け出る。

5 登下校及び外出等

- (1) 登下校時は、交通法規と交通道德を守り、事故のないよう安全に留意し、他人に迷惑をかけないように心がける。
イヤホンやスマートフォンを使用しながら登校しない。
- (2) 外出するときは、目的・行先・帰宅時刻等を保護者に知らせておく。
- (3) JR割引乗車証の交付を願い出るときは、旅行届・学割証交付願用紙に必要事項を記入し、担任及び生徒指導部の許可を受け、生徒証を添えて前日までに事務室に申請する。交付までの手続きは以下に示す。
 - ア 「学割証交付願」を事務室より受領する。
 - イ 必要事項を保護者が記入する。→ 担任へ提出する。(担任押印)
 - ウ 担任押印書類と「生徒証」を事務室へ提出する。

6 自転車通学

自転車通学を希望する者は、以下の手続きを経て許可する。

- (1) 「自転車通学許可願」を提出する。なお、学期途中に通学方法を自転車通学に変更する場合、所定の用紙に必要事項を記入の上、生徒指導部に提出する。
- (2) 許可願を審査の上、許可した者に許可証及び許可ステッカーを交付する。
- (3) 自転車通学上の遵守事項
 - ア 自転車後部反射灯の下に許可ステッカーを貼付する。
 - イ 校内では、所定の自転車置場に置き、施錠する。
 - ウ 道路交通法をはじめとする関係法規を遵守する。
(傘さし、二人乗り、並進、イヤホン・スマートフォンを使用しながらの運転等危険な運転をしない。)
 - エ 整備された自転車で通学する。
 - オ 自転車の貸借をしない。

上記の遵守事項に違反した者は、自転車通学許可を取り消すことがある。

7 その他

- (1) 学校内で金品募集、物品販売等をしてはならない。
- (2) 登校後は、放課後まで許可なく校外へ出てはならない。
- (3) 休業日は、教員の許可及び監督がなければ登校してはならない。
- (4) 氏名・住所・保護者等の異同が生じた時は、直ちに教務部に届け出る。
- (5) 風紀上好ましくない場所に入りしめない。
- (6) 飲酒・喫煙など法に抵触する行為をしてはならない。

令和8年1月 改訂